

福祉サービス第三者評価 評価者名簿抹消等手続要項

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登録要領(平成15年3月27日付14財事業第963号。以下「要領」という。)第5条第2項に基づく抹消又は期間を定めた効力の全部又は一部の停止(以下「不利益処分」という。)を行う場合の手続を次のように定める。

(事実調査)

- 第1条 東京都福祉サービス評価推進機構(以下「機構」という。)は、要領第5条第2項に規定する「『不正な行為』と同様の行為」(以下「不正事実」という。)を認識した場合は、不正事実の確認のため、当該行為を行った評価者又は関係者(以下「評価者等」という。)に対し、事実関係に関する調査(以下「事実調査」という。)を行う。
- 2 事実調査は、機構の職員が評価者等に対し、適切な日時を定めて意見を聴取する方法により行い、その聴取内容について調書を作成し、評価者等に署名させなければならない。
- 3 評価者等が事実調査に応じない場合は、機構の職員はその旨を調書に記載する。
- 4 機構は、事実調査の結果報告書を作成し、前2項の調書とともに認証・公表委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第2条 機構は、不利益処分をしようとする場合には、事実調査から相当な期間を置いて、当該行為を行った評価者(以下「評価者」という。)に対し、聴聞を行わなければならない。

(不利益処分の理由の提示)

- 第3条 機構は、不利益処分をする場合には、評価者に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。
- 2 不利益処分を書面でするときは、前項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

- 第4条 機構は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお

いて、評価者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる要領の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

（代理人）

第5条 前条第1項の通知を受けた評価者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した評価者は、書面でその旨を機構に届け出なければならない。

（聴聞の主宰）

第6条 聴聞は、機構が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該評価者

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であったことのある者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

（聴聞の期日における審理の方式）

第7条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、機構の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる要項の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 評価者は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て機構の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、評価者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、評価者に対

し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は機構の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、評価者の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、機構が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第8条 評価者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(評価者の不出頭の場合における聴聞の終結)

第9条 主宰者は、評価者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、前条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、評価者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第10条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する評価者の陳述の要旨（前条の規定により聴聞を終結したときは、出頭又は提出しなかったことについての正当な理由の有無）を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する評価者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに機構及び委員会に提出しなければならない。

4 評価者は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(認証・公表委員会の調査審議)

第11条 委員会は、事実調査及び聴聞の結果について調査審議し、不利益処分の決定を行う。

2 委員会は、抹消の決定を行った場合は、要領第7条に基づき、評価者養成講習を再

受講できない期間を定める。

(公表)

第12条 機構は、委員会の決定に基づき不利益処分した場合は、その旨を評価者に通知するとともに、要領第5条第3項に基づき、第三者評価ホームページにおいて、公表する。

2 公表する内容については、委員会において決定する。

附則

本要項は平成24年3月6日から施行する。